平成２８年（フ）第４２３６号
大阪府池田市天神１丁目３番12号　６号室
破産者　岡本　治世
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２８２号
大阪府四條畷市大字上田原559番地
破産者　山田組こと　山田　成夫
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４３０号
大阪府門真市浜町20番10号　浜田ハイツ５Ｃ号
破産者　宮田　大輔
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５８７号
大阪市北区中津６丁目７番22号　ザ・クイーン新梅田701号、住民票上の住所大阪府箕面市新稲１丁目14番４号
破産者　喜多　浩之
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６０６号
大阪市都島区大東町２丁目５番31―300号　西岡第２ビル、住民票上の住所大阪府箕面市新稲５丁目４番12号
破産者　満田　泰明
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８８２号
大阪市住吉区万代東２丁目３番16―421号
破産者　ワイアンドワイこと　大前　義信
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９９３号
大阪市西淀川区大和田４丁目７番30―707号
破産者　中川　　広
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０９９号
大阪市中央区農人橋１丁目４番６―405号
破産者　水嶋　和幸
法定代理人成年後見人　水嶋栄利子
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１５５号
大阪府枚方市磯島茶屋町１―３キャッスル枚方604号室、開始決定時大阪府枚方市磯島茶屋町８番２号
破産者　川田　篤志
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７１号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番39―101号
破産者　大岩　優子
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９６号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番Ｂ34―405号
破産者　泉　　幹子
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１９号
大阪市平野区瓜破東２丁目２番３―1001号
破産者　藤田　博樹
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２０号
大阪市平野区瓜破東２丁目２番３―1001号
破産者　藤田　恵子
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２１号
大阪府門真市三ツ島３丁目２番８号
破産者　松田　千穂
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２２号
大阪市淀川区田川１丁目14番20号　エレガンスやすい　３―Ｂ号
破産者　藤本　祐至
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９７号
大阪市城東区東中浜６丁目13番25号
破産者　板東　　晃
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３９号
大阪市西区立売堀２丁目５番10―1309号、前住所大阪市中央区久太郎町１丁目３番７―1405号
破産者　飯田　倫子
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７５号
大阪府交野市天野が原町３丁目３番21号
破産者　登　　順子
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８９号
大阪府松原市南新町６丁目５番20号
破産者　葛本　貴士
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係